

大分県耐震改修促進計画(概要版)

総則

【第1章】

◆目的

平成 27 年までに住宅及び特定建築物の耐震化率を少なくとも9割にすることを目的とする。

◆位置付け

県下の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための県の計画。

◆計画期間

平成 19 年4月1日から平成 27 年3月 31 日まで。

耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

【第2章】

◆地震被害の想定

被害想定については、地震防災対策総合推進事業の中で調査を行い、結果について平成 19 年度に示す。

◆耐震化の現状及び目標

建築物	現状の耐震化率(%) (平成 17 年度末)	耐震化率の目標(%) (平成 27 年)
住宅	68	90
特定建築物	78	90
県が所有する特定建築物	92	100

耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

【第3章】

◆支援策

民間の住宅及び特定建築物所有者が実施する耐震診断及び耐震改修に対して、住宅・建築物耐震改修等事業を活用し、補助制度等の支援に努める。

◆耐震改修促進のための環境整備の方針

- ・相談窓口の設置
- ・耐震診断・改修に関する情報提供
- ・専門技術者の養成・県民意識啓発のための講演会

◆総合的な安全対策の方針

- ・ブロック塀の安全対策
- ・ガラス等の落下防止対策
- ・エレベーターの閉じ込め対策

◆重点的に耐震化すべき建築物・地域の考え方

- ・建築物
木造住宅・庁舎・学校・消防署・病院
- ・地域
密集市街地・緊急輸送道路の沿線の建築物

◆通行を確保すべき道路の選定方法

県は緊急輸送道路の中から対象路線を選定。
市町村は避難路、通学路等の道路について、地域の実情に即して選定。

◆住宅供給公社の活用方針

過去に自らが供給した住宅の耐震化について重点的に取り組む。

◆崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業を用いて土砂災害に対する安全性を向上させる。

◆地震防災上からみた大分県の地質等

・今後 30 年以内の地震の規模及び発生確率

地震	マグニチュード(M)	発生確率(%)
南海地震	8.4	50
東南海地震	8.1	60
日向灘を震源とするプレート間地震	7.5~7.6	10
	7.0~7.2	70~80
安岐灘~伊予灘~豊後水道を震源とする地震	6.7~7.4	40

◆パンフレット配布及び講習会の開催

◆リフォームにあわせた耐震改修の誘導

◆町内会等との連携

特定建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方 【第5章】

◆建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等の実施

・法による耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物

努力義務	指導及び助言	指示	指導権限を持つ 所管行政庁	公表
特定建築物 (階数3以上かつ 1000m ² 以上等) (法第6条、法第7条第1項)		特定建築物 (階数3以上かつ 2000m ² 以上等) (法第7条第2項)	特定行政庁 (県、大分市、 別府市、中津市、 日田市、佐伯市、 宇佐市)	指示を受けた所有者が、 正当な理由がなく、その 指示に従わなかった特 定建築物

・耐震診断又は耐震改修の指導等の方法

- 指導及び助言の方法 … 啓発文書、パンフレット等を用いて行う集団的な説明会
- 指示の方法 … 指示書
- 公表の方法 … 地方公共団体の公報への登載、ホームページへの掲載等

◆建築基準法による勧告または命令等の実施

建築基準法の勧告または命令の対象となる建築物のうち、公表した建築物で、用途、規模、老朽度及びその位置等から判断してその倒壊による周辺等への影響が大きいと認められる場合には、耐震改修を勧告し従わないものについて命令を行うものとする。

その他

◆市町村が定める耐震改修促進計画

市町村は、出来るだけ早期(平成 19 年度中)に計画を策定する。

◆関係団体による協議会

県内の建築関係団体(10 団体)と地方公共団体で構成される大分県建築物総合防災推進協議会による事業

- ・防災対策の為の調査、研究及び連絡調整
- ・各種講習会等の実施
- ・防災広報事業の推進

◆計画の検証

概ね5年程度。必要に応じて見直しを行う。